

羽曳野市職員倫理条例（平成 31 年羽曳野市条例第 12 号）

（倫理委員会）

第 11 条 職員の職務に係る倫理の保持及びこれに必要な体制の確立に資するため、羽曳野市職員倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を設置する。

2 倫理委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) この条例及び倫理規則の改廃に関して、市長に意見を述べること。
- (2) 第 8 条第 2 項の規定により任命権者から送付された贈与等報告書に関し、意見を述べること。
- (3) この条例の遵守のための体制整備に関し、任命権者に対し意見を述べること。
- (4) 任命権者に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう意見を述べること。
- (5) 前条第 3 項の規定により任命権者が依頼した調査を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の実施に関し必要な意見を述べること。

3 倫理委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、倫理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。